

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年11月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000216 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000025 号

第1 結論

昭和 59 年 5 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 5 月から昭和 60 年 3 月まで

請求期間当時住んでいた A 市で町内会の世話人の勧めで 20 歳から国民年金に加入し、国民年金保険料は母親に 3 か月分ずつ渡し、母親が当該世話人を通じて納付していた。年金記録を確認したところ、請求期間は保険料を納付した記録となっていないが、当該期間もそれまでと同様に保険料を納付しており、保険料を納付していたことがわかる領収票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「昭和 59 年納税貯金領収票」(以下「領収票」という。)には、請求者の氏名が記載されており、その記載内容及び A 市の回答から、当該領収票は請求期間当時、同市で使用されていたものと推認できるほか、当該領収票には手書きで「年金」のほか、「74,640 円」、「1ヶ月 6,220 円」、「3ヶ月 18,660 円」と記載され、当該金額は請求期間当時の国民年金保険料の金額と一致している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料は母親に 3 か月分ずつ渡し、母親が町内会の世話人を通じて納付していたと主張しているところ、領収票の昭和 59 年 4 月、同年 7 月、同年 10 月及び昭和 60 年 1 月の欄には、3 か月分の国民年金保険料の金額が記入されているほか、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、請求者が納付組合の加入者であることを示す「納組コード」の番号が記載されており、同市の回答から、請求者の請求期間における住所地が当該納付組合の管轄地域であったこと及び請求者が請求期間において当該納付組合の集金対象であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録及び被保険者名簿により、請求者は 20 歳になった昭和 54 年 * 月から国民年金保険料を納付していること、昭和 58 年 12 月に婚姻した後も国民年金に任意加入し請求期間直前の昭和 59 年 4 月まで国民年金保険料を納付していること及び請求者の国民年金

の加入期間に未納期間はないことが確認できるほか、請求期間は 11 か月と短期間であり、請求者は、請求期間においても保険料納付済期間と納付方法に変更はなかったと陳述している。

加えて、被保険者名簿には請求者が昭和 59 年 5 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失する処理が同年 11 月 12 日に行われた旨の記載が確認できるところ、A 市は、同名簿に記載された当該喪失処理に係る喪失コード「*」は被保険者本人が厚生年金保険等の被保険者となつた場合に使用する旨回答しているが、オンライン記録により、請求者が請求期間において厚生年金保険を含む被用者年金各法の被保険者であったことは確認できないことから、当該喪失処理を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

なお、日本年金機構は、請求者に係る還付整理簿等の資料はないと回答しており、ほかに請求者に国民年金保険料が還付されたことを確認できる資料等はない。

以上のとおり、請求者は婚姻後も継続して国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、その後の請求期間においても請求者の生活状況や保険料の納付方法に特段の変化はなく、請求者が保険料を納付しなかつた特別な事情は見当たらないこと、請求者が請求期間当時の保険料が記載された領収票を長期間にわたり保管していたこと等を踏まえると、請求期間に係る保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000175 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000024 号

第1 結論

昭和 61 年 * 月 * 日から平成元年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 * 月 * 日から平成元年 4 月 1 日まで

私は請求期間当時、大学に通うために実家を離れ一人暮らしをしていた。20 歳になる際に、実家の母から老後のために国民年金に必ず加入するように言われ、A 市において手続をした。国民年金保険料の納付のために、生活費に保険料分を上乗せして仕送りしてもらっていたことも記憶しており、手続をした際に取得した年金手帳も提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になり母から勧められて国民年金に加入し、仕送り額を増やしてもらい国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）を新規に付番する払出事務が行われているところ、請求者から提出された年金手帳に記載の手帳記号番号前後の複数の被保険者の資格取得時期及びオンライン記録に平成元年 10 月 9 日付けの処理で同年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されていることから判断すると、請求者の手帳記号番号「*」は、平成元年 4 月以降に払い出されたと推認されるほか、請求期間に A 市において払い出された手帳記号番号について、社会保険オンラインシステムの氏名検索による調査を行ったものの、請求者の手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらぬ。

さらに、当該年金手帳の様式は元号が昭和から平成に変更となったことに伴い、年金手帳の様式を定める省令の一部改正（平成元年 3 月 24 日厚生省令第 10 号）により使用されることとなつた様式であり、請求者の主張する時期に当該年金手帳を取得したとは考えがたいほか、当該年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄に「昭 61 年 * 月 * 日」と記載され、国民年金の記録（1）に係る「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄に昭

和61年*月*日、「被保険者の種別」欄の「任」に○が付されてはいるものの、請求期間については、請求者が請求期間に4年制の大学の昼間部の学生であった旨陳述していることから、国民年金に任意で加入できる期間であったところ、国民年金の任意加入被保険者はその申出をした日に被保険者の資格を取得することができるとされている。

これらを総合的に判断すると、制度上、請求者が請求期間に遡って国民年金の加入及び保険料の納付をすることはできない。

なお、A市は請求者の請求期間に係る資料については、資料保存年限を経過しており提供できる資料が存在しない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金への加入状況及び保険料の納付状況を確認することができないほか、上述した年金手帳の記載内容についても、当時の資料はなく、当該内容が記載された経緯等についても不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間当時、預金口座を利用して仕送りを受けていたと思う旨陳述しているが、B銀行では、預金口座の入出金照会については過去*年以内としており、請求期間当時の請求者に係る預金口座の取引履歴について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000159 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000067 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日まで

平成 10 年 3 月 5 日、社会保険事務所(当時)の職員が A 社に来社し、滞納していた会社の厚生年金保険料について、取締役である私の標準報酬月額を遡って減額することで、他の従業員の分を支払ったようにすると言わされた。これにより、平成 9 年 7 月以降の標準報酬月額が減額された上、実際には平成 10 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格が同年 1 月 31 日に遡って喪失となっている。当時の給料支払明細書が発見されたので、標準報酬月額と被保険者資格喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の平成 9 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、A 社(以下「事業所」という。)が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 1 月 31 日より後の同年 2 月 27 日付けで、平成 9 年の定時決定の記録が取り消され、同年 7 月まで遡及して 20 万円に減額処理が行われたとともに、平成 10 年 1 月 31 日に遡って被保険者資格の喪失処理がされたことが確認できる。

一方、事業所の閉鎖登記簿謄本によると、上述の処理が行われた平成 10 年 2 月 27 日の時点で、請求者は同社の取締役であったことが確認できる上、請求者は、自身が同社の社会保険事務を担当していた旨陳述している。

また、日本年金機構は、事業所の厚生年金保険料の納付状況に関する資料は保管していない旨回答しているものの、請求者は、請求期間当時、事業所の経営状況が悪化し、社会保険料の滞納が生じていたことを認めており、請求者自身が社会保険事務所の担当者から滞納額の解消方法を聞き、事業主の了解を得て、請求期間に係る自身の標準報酬月額を遡及して減額する届出、自身を含めた従業員の被保険者資格を平成 10 年 1 月 31 日付けで喪失とする届出及び同社が同年 1 月 31 日付けで適用事業所ではなくなったとする届出を、社会保険事務所に対し行

った旨陳述している。

さらに、閉鎖登記簿謄本により確認される事業所の事業主は、オンライン記録によると既に死亡している上、請求期間当時の役員は、「当時、事務関係の仕事についていなかったので全くわからない」と回答している。

2 平成9年7月から平成10年1月までの期間について、上記1により、請求者は事業所の取締役であるとともに、同社の社会保険事務の担当者として社会保険事務の権限を事業主から委任され、標準報酬月額及び資格喪失年月日に係る記録の遡及処理に関与していたことが認められることから、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されない。

また、請求者の源泉徴収簿及び給料支払明細書によると、平成9年7月から平成10年1月までに支給された給与から厚生年金保険料の控除が確認できるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とはできない旨規定されている。

このことから、請求者は同社の社会保険事務の担当者として、標準報酬月額及び資格喪失年月日に係る記録の処理に関与しており、上述のとおり、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」にも該当し、当該期間については、記録訂正の対象とはならない。

3 平成10年2月及び同年3月について、請求者から提出された請求期間当時の手帳、平成10年の源泉徴収簿及び給料支払明細書によると、請求者が平成10年3月31日に事業所を退職した旨の記載が確認できる上、同年2月及び同年3月支給の給与が確認できる。

しかしながら、平成10年2月及び同年3月支給の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、給与から厚生年金保険料が控除されていたとしても、上記1及び2により、請求者は事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められることから、当該期間については記録訂正の対象とならない。

4 これらの事情を総合的に判断すると、請求期間について、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日の記録の訂正を認めることはできない。